

変動金利定期預金[単利型]

2023年8月1日現在

商品名 (愛称)	変動金利定期預金 [単利型]
販売対象	<ul style="list-style-type: none"> 法人（および任意団体）、個人のお客さま
期間	<ul style="list-style-type: none"> 定型方式…1年、2年、3年 満期日指定方式…1年超3年未満 定型方式の場合は、預入時の申し出により自動継続（元金継続、元利金継続）の取扱いができます。
預入	<ul style="list-style-type: none"> (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 <ul style="list-style-type: none"> 一括預入 100円以上 1円単位
払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> 満期日以降に一括して払戻します。
利息	<ul style="list-style-type: none"> (1) 適用金利 (2) 利払方法（頻度） (3) 計算方法 <ul style="list-style-type: none"> 変動金利 預入後6ヵ月間は預入時の店頭表示の利率を約定利率として適用し、預入日から6ヵ月毎に当金庫が預入の際に提示する自由金利型定期預金〈M型〉6ヵ月ものを指標金利とした利率設定方法により適用利率を変更します。 自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 中間利払日（預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6ヵ月毎の応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率（利率を変更したときは変更後の利率）×70%）により計算します。 付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算します。
税金	<ul style="list-style-type: none"> 個人の利息には20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。（ただし、マル優を利用の場合は除きます。） ※2037年12月31日までにお受け取りになる利息には「復興特別所得税」が課税されますので、20.315%の税金となります。 法人は総合課税となります。
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> 個人の自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます。（貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率） 個人のものはマル優の取扱いができます。
手数料	-----
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 満期日前に解約する場合は、解約日までに経過した各中間利払日数および別表の預入期間に応じた期限前解約利率により計算した利息ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および別表の預入期間に応じた期限前解約利率により計算した利息の合計額（期限前解約利息）とともに支払います。 なお、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を清算します。
金利情報入手方法	<ul style="list-style-type: none"> 金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置	<ul style="list-style-type: none"> 本商品の問い合わせ等は、当金庫営業日に、営業店または業務部（9時～17時、電話：0770-22-9433）、苦情等は、営業店または総務部（9時～17時、電話：0770-22-9430）にお申し出ください。
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって1預金者あたり元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）

敦賀信用金庫

変動金利定期預金[単利型]

2023年8月1日現在

商品名 (愛称)	変動金利定期預金 [単利型]
-------------	----------------

紛争解決措置	<p>・福井弁護士会（電話：0776-23-5255）、金沢弁護士会（電話：076-221-0242）、富山県弁護士会（電話：076-421-4811）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部若しくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
--------	--

中途解約時の取扱

変動金利定期預金	<p>当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。</p> <p>① 預入日の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>② 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した金額の合計額(以下「期限前解約利息」といいます。)を、この預金とともに支払います。この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)との差額を清算します。</p> <p>A・預入日の1年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>a. 6か月以上1年未満……………約定利率×50%</p> <p>b. 1年以上3年未満……………約定利率×70%</p> <p>B・預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>a. 6か月以上1年未満……………約定利率×40%</p> <p>b. 1年以上1年6か月未満……………約定利率×50%</p> <p>c. 1年6か月以上2年未満……………約定利率×60%</p> <p>d. 2年以上2年6か月未満……………約定利率×70%</p> <p>e. 2年6か月以上3年未満……………約定利率×90%</p> <p>③ 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金を複利型とした場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>a. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率</p> <p>b. 6か月以上1年未満……………約定利率×40%</p> <p>c. 1年以上1年6か月未満……………約定利率×50%</p> <p>d. 1年6か月以上2年未満……………約定利率×60%</p> <p>e. 2年以上2年6か月未満……………約定利率×70%</p> <p>f. 2年6か月以上3年未満……………約定利率×90%</p>
----------	---

変動金利定期預金[複利型]

2023年8月1日現在

商品名 (愛称)	変動金利定期預金 [複利型]
販売対象	・個人のお客さまのみ
期間	・定型方式…3年 ・預入時の申し出により自動継続（元金継続、元利金継続）の取扱いができます。
預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・100円以上 ・1円単位
払戻方法	・満期日以降に一括して払戻します。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・変動金利 ・預入後6ヵ月間は預入時の店頭表示の利率を約定利率として適用し、預入日から6ヵ月毎に当金庫が預入の際に提示する自由金利型定期預金〈M型〉6ヵ月ものを指標金利とした利率設定方法により適用利率を変更します。 ・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 ・満期日以後に分割して支払います。 ・付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算で、6ヵ月毎の複利計算します。
税金	・個人の利息には20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 （ただし、マル優を利用の場合は除きます。） ※2037年12月31日までに受け取りになる利息には「復興特別所得税」が課税されますので、20.315%の税金となります。
付加できる 特約事項	・自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます。 （貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率） ・マル優の取扱いができます。
手数料	-----
中途解約時の 取扱い	・満期日前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により6ヵ月毎の複利計算した期限前解約利息とともに支払います。
金利情報入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置	・本商品の問い合わせ等は、当金庫営業日に、営業店または業務部（9時～17時、電話：0770-22-9433）、苦情等は、営業店または総務部（9時～17時、電話：0770-22-9430）にお申し出ください。
紛争解決措置	・福井弁護士会（電話：0776-23-5255）、金沢弁護士会（電話：076-221-0242）、富山県弁護士会（電話：076-421-4811）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部若しくは全国しんきん相談所にお問合わせください。

変動金利定期預金[複利型]

2023年8月1日現在

商品名 (愛称)	変動金利定期預金 [複利型]
-------------	----------------

その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none">満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって1預金者あたり元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)
------------	---

中途解約時の取扱

変動金利定期預金	<p>当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。</p> <p>①預入日の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>②預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した金額の合計額(以下「期限前解約利息」といいます。)を、この預金とともに支払います。この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)との差額を清算します。</p> <p>A・預入日の1年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <ul style="list-style-type: none">a. 6か月以上1年未満……………約定利率×50%b. 1年以上3年未満……………約定利率×70% <p>B・預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合</p> <ul style="list-style-type: none">a. 6か月以上1年未満……………約定利率×40%b. 1年以上1年6か月未満……………約定利率×50%c. 1年6か月以上2年未満……………約定利率×60%d. 2年以上2年6か月未満……………約定利率×70%e. 2年6か月以上3年未満……………約定利率×90% <p>③預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金を複利型とした場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</p> <ul style="list-style-type: none">a. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率b. 6か月以上1年未満……………約定利率×40%c. 1年以上1年6か月未満……………約定利率×50%d. 1年6か月以上2年未満……………約定利率×60%e. 2年以上2年6か月未満……………約定利率×70%f. 2年6か月以上3年未満……………約定利率×90%
----------	---